

## Contents

- 合併協議の状況と  
新市のまちづくり構想について ……2
- 合併についての疑問を追え ……4
- 厳しさを増す市町村の財政状況 ……6
- 相違点の調整協議を開始 ……8

## 庄内南部地区合併協議会だより

今年、庄内南部地区合併協議会が発足してから3年目を迎え、いよいよ協議結果をまとめる年になりました。これまで、協議会の本会議は13回、問題ごとに専門的な協議をする専門小委員会の会議は各々6回開催し、真剣な協議を重ねてきました。

この度の「合併協議会だより」では、この協議会の協議の経過・結果と今後の予定を説明し、さらに今協議をしていることの内容について概略を紹介するほか、なお市町村合併の必要性がまだ分からないという声がありますので、それにもお答えできる内容としました。この広報の内容は、既に協議がまとまった「合併の方式」、「合併の期日」、「新市の主たる事務所の位置」と目下協議中の「新市の名称」のほかは、大方が事務局提案の素案であり、協議会や専門小委員会で協議中のものです。

住民の皆さんからは、この広報の記事をご覧いただき、合併問題に関するご意見、提案などを何なりと、合併協議会事務局や各市町村役場の担当の方にお寄せ下さい。



# 合併協議の状況と 新市のまちづくり構想について

## 一 合併協議会の協議経過と これからの予定

### (1) 協議の結果

合併の方式などの協議

合併をする場合には、合併の方式を「新設」とし、合併の期日を「平成17年3月まで」とすること、新市の主たる事務所は「鶴岡市役所の所在地」とすることに協議結果がまとまりました。ほかに「新市の名称」については協議中です。

新市の議会議員の定数などについて

本協議会の委員のうち、議会議員の方々で「議会議員定数等検討小委員会」を設置し、協議を重ねてきた結果、小委員会では、次のような内容に絞り、来る2月末には結論が得られるよう協議を続けることになりました。これについては、その後、引き続き本協議会において協議をすることになります。

「まず、人口15万人規模の新市での定数は、法令によって34名以内と決められているが、別に合併特例法の措置で認められている『新市発足後の議会議員の定数は、初の選挙に限り、法定数の倍以内』にすることを考えられるので、このことも含め、また選挙区を、現在の市町村ごとに設けることも視野に入れて協議をする」  
その他、協議をする3つの重要な項目について

合併協議会は、以上の項目のほか、新市の建設計画、新市の行政事務執行システム計画、合併市町村間の制度、施策の

違いの調整、の3つの事項の協議をしていきます。内容は広範多岐にわたるもので、協議のための資料づくりのため膨大な作業が必要でしたが、ようやく資料づくりも終盤にきており、現在のところ、素案ができた「新市の建設計画」の基本的なところと「制度や施策などの違いの調整作業」について協議を始めました。残りの部分についての素案は、遅くとも2月中にはまとめを終え、専門小委員会の協議を経て本協議会で協議を重ねていく予定です。

### (2) 協議会の協議日程について

協議会では、合併する場合の期日を、平成17年3月末日までと確認していますので、それを踏まえると、各市町村長が合併に関する議案を各議会に提出する時期を、6月か9月定例議会にすることができるよう配慮すべきものと思われます。従って協議会自体の協議結果が、5月末か8月末にまとまるように協議を進めていきます。もちろん、それ以降でも協議会として協議する必要が出てくると思われ、必要の都度、協議をしていきます。

## 二 新市のまちづくり 構想・素案について

### (1) まちづくり構想の基本的考え方

各市町村では、議会で議決を得た基本

構想をもとに、各々の振興計画を立て、

まちづくりに努めています。これから協議会として、新市のまちづくり構想を策定するわけですが、その素案をつくる作業の上では、各市町村の現行の振興構想・計画が、各市町村議会の議決を得たという重い手順を踏んだものであることから、既存の構想・振興計画を、最大限に尊重するように努めました。

新市・まちづくりの基本理念と将来像素案の概要は3ページ上段のとおりですが、その根底にある願望、期待について説明しましょう。

各市町村は、それぞれの歴史、文化、自然などの特性を活かし、新しい時代の変化に対応していくための施策を積極的に展開してきました。特に庄内南部地区は、雪国の厳しさや豊穰な土地などの自然条件の中で、数百年にもわたって営々と築かれてきた農林水産業の営みとともに、城下町としての商工業の発達と教育の振興、その中に形成された風格ある城下町文化、農山漁村文化、宗教的文化を資産にし、現代に至るまでしっかり保全してきました。

しかし今後は、地方の農林水産地域、地方都市をめぐる環境が甚だ厳しくなることが懸念されます。しかし、これからの時代に人々が求めるものは、こうした価値ある特性、地域環境であり、住民が健康で相互に温かく支え合う生活を営んでいく、このような農山漁村や地方都市ではないかと思われ、

そこで、庄内南部地区では、この伝統



### 新市の将来像(概要)

**学習社会先進都市の形成**  
 ここ南庄内にしかない価値を再創造しながら、これからの時代にふさわしい発展の基盤を築いていくため、新しい地域づくりの総合的な方法として、市民の学びを振興します。

**文化と自然の創造交流都市の形成**  
 新市の素晴らしい文化や自然を資源として一層生かした地域づくりを進め、芸術文化活動や自然の中での交流活動を盛んにします。

**先端研究産業都市の形成**  
 地元商工業の高度化や新市の高等教育機関の集積を戦略的に生かした産業を振興し、地域の自立を図ります。

**豊かな食の農林水産都市の形成**  
 日本有数の食料生産基地として、南庄内の農林漁業を一層振興しながら、風格ある農山漁村の維持、発展を図ります。

**健康づくり先進都市の形成**  
 医療や福祉の拠点整備とネットワーク化を促進し、市民の健康を一層増進します。

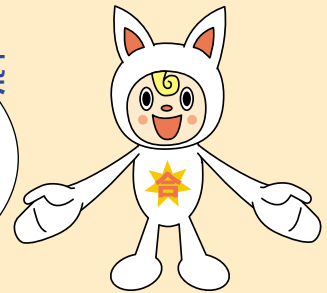
**日本海国土軸交流拠点都市の形成**  
 高速交通網の整備を促進し、観光の振興と交流の拡大を図るなど、地域資源を一層生かせる環境整備を図り、日本海国土軸において重要な役割を果たします。

### 新市の基本目標

- 1 美しく快適な南庄内らしい基盤整備
- 2 研究と教育の知的基盤整備による新市の核づくり
- 3 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大
- 4 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出
- 5 お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築
- 6 安心できる健康と福祉、子育ての環境づくり
- 7 安全の地域づくりと資源循環型社会の実現
- 8 学習とスポーツで生き甲斐のある地域社会づくり

### 行政システムの再構築

基本目標を達成するため、「市民との協働」を進め、「財政改革」を確実に推進しながら、今後の地方分権のしっかりした受け皿づくりを進めます。



## 新市まちづくりのビジョンの素案です

産業や文化、多様な自然について、さらに深く広く究め、学びを重ねるとともに、もう一方では、時代の先端を行く産業・文化の要素も積極的に取り入れ、その上、古いもの、地域固有のものも先端的なものとの共生・融合・発展にも創意をこらす努力を尽くしていくべきであろうと思われまふ。さらに、こうした活動を、国の内外にいる多くの若者、識者との活発な交流を通じて発展させ、地域の活力を増すことにも配慮すべきでしょう。

このようにして、庄内南部地区「新市を、新世紀にとって魅力ある誇れる農林水産地域とし、新城下町を、住民の創造的学習・研究活動をもとに明るく楽しく築き上げて行きたいと考えます。

新市のまちづくりの基本目標と行政システム

新市のまちづくりの基本目標は、別図の通り、8項目にしていますが、趣旨は、ここまでで説明した考え方や新市の将来像について説明したことからお分かりいただけると思います。なお今後は、8つの項目について、各々主な施策を掲げて提案し、協議をしていただく予定です。

次に、行政のシステムづくりの問題ですが、市町村合併というものを突き詰めて考えてみると、行政事務を執行する仕組みを、新しい地域を対象にして再構築することだ、と言っても過言ではありません。その具体的な計画は、現在事務局でまとめており、今月末には素案を提案する予定ですが、特に町村住民の声

が行政に届かなくなる恐れがあるとか、ほんとに合併の効果が十分に発揮できる有効な仕組みができるのか、などという指摘もありますので、こうした問題についてなお最善の配慮をするように努めます。

### (2) 協議会での意見と今後の協議の進め方

この新市まちづくりのビジョンの素案について、協議会では、「基本理念のキャッチフレーズは、やや迫力に欠ける感じだ」、「中山間地域や海・海岸に対する記述が乏しい」、「既存の商工業、団地企業の振興、観光振興などへはもっと大きく期待すべきだ」、また「国際化、国際交流、防犯の問題もきちんと取り上げるように」、と言った指摘があり、この点については事務局なりに修正してあります。

なお、行政のシステムづくりでは、周辺地域の住民などの声を吸い上げる機構を設けるべきだとの意見があり、具体的な計画レベルでなお協議をすることになりました。

この素案については、今後追加する予定の主要施策と一緒に協議を重ねますが、今年度内には協議会の案としてまとめたいたと考えています。

各市町村では、地域座談会などを通して、めいめい、内容の説明をすることになります。住民のみならず、何なりと率直なご意見、ご提言をいただければありがたいと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

# 合併についての疑問を追え!!



南庄くん

南庄くん「皆さんこんにちは、南庄内探偵団の南庄です。いつもは市町村の広報のコーナーでまちの見どころを紹介しています。」

今日は、合併協議会だよりの方におじやまして、合併について分かりやすくレポートしたいと思います。合併協議会事務局の係長さんよろしくお願いします。」

## どうして合併が必要なの？

### 合併が必要な4つの課題

係長「南庄くん、こんにちは。いつも広報見えますよ。」

南庄「ありがとうございます。ところで唐突ですけど、なんで合併が必要なんですか？」

係長「うーん。それは合併しなくていいなら、だれもしないと思うよ。でもこのままだと、後で必ず困ったことになるん

じゃないか。と合併を進めているんです」南庄「えー。そんなに困った状況なんですか？」

係長「ええ。これからの市町村は、いろんな部分で厳しくなると予想されているんだ。それがよく伝わっていないのは、僕たちの責任だけだね。よく他の地域では『合併に賛成か？反対か？』なんて、まるで人気投票のような住民投票をやっているまちもある。でも、その結果として、『合併に反対』が多くて、だから合併を取りやめました。と責任を住民のせいにはできない。やっぱり今できる最善の策をしておくことが、行政の責任だと思っ

うんです」

南庄「そうなんだ……」

係長「合併協議会とかでは、合併が必要

- 1、公的サービスに対するニーズの高度化に対応できるようにすること
- 2、人口の減少による地域の活力の低下を防ぐ
- 3、財政状況の悪化
- 4、国や県からの地方分権に備える

### 公的サービスに対するニーズの高度化に備えます

南庄「1番目の公的サービスに対するニーズの高度化って具体的にはどういうこと？」

係長「うーん。たとえば国際化とか高齢

者福祉とか健康とか、情報技術（IT）だとか、行政に新しいものを求めても、今までは、なかなか人手が足りなくて、困難だったんだ。それに、建築技師とか土木技師、ケースワーカー、社会福祉士とかの資格を持った職員は、町村には少ないんだ」

南庄「へー。でも、そうした高度なものは民間に委託すればいいんじゃない？」

係長「うん。でも、それを行政として指導するためには、やっぱりその能力を持った職員が必要だよ。これはあくまで公的サービス高度化の1つの例だけど……」

### 人口の減少による地域の活力の低下を防ぎます

南庄「じゃあ2番目と3番目は？」

係長「うん。この地域が将来どうなるのか予測するのは難しいけど、確かなことは人口の減少と少子高齢化が、すごいスピードで進むことが数値的に予測ができる。例えば、2030年には庄内南部地区の人口は12万人。今は15万5千人だから3万5千人も減る。これは単純に言えば今の市町村のうち4つ分の町の人口がなくなることになる」

南庄「えー。4つも……」

係長「そうなんだ。それも平均的に減っていくわけじゃない。山間部や海岸部などの方がより多く減っていく。さらに高齢化も進む。こうした地域では、今までの集落の機能が果たせなくなって、学校とかコミュニティなどの生活に必要なも

のが維持できなくなり、さらに祭りや伝統までもが失われることになるかもしれない……」

南庄「うーん。それは大変だね。そうなら地域の魅力自体もなくなってしまう」

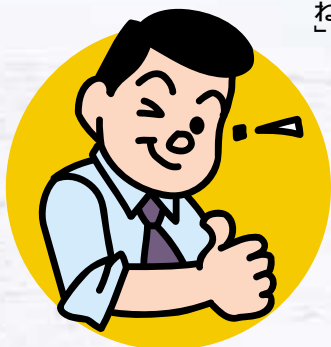
係長「だからこそ比較的元気な今のうちに、これらを支えるための仕組みを地域全体で考えていく必要があるんだ。それに財政状況の悪化も深刻だね」

### 財政状況の悪化に備えます

南庄「地方交付税でしょ」

係長「よく知ってるね。自前の財源である市町村税が景気の低迷で落ち込んでいく上に、国自体も税収が落ち込んでいて、地方交付税がだんだん少なくなっている。鶴岡市では約30%、町村では約40%50%を地方交付税に頼っているんだよ。合併特例法では、合併すると10年間は、今の地方交付税は保障されることになっている。一方で、国の交付税の総額は減っていくから、合併しない市町村には、さらに厳しくなるだろうね」

南庄「それじゃ、合併しない市町村が、合併した市町村の分まで、割り食うんだね」



合併協議会事務局 係長



係長「たぶん、そういうことになるだろうね」

### 国や県からの地方分権に備えます

係長「今まで、国や県がやっていた仕事を市町村にまかせることを、地方分権っていうんだ。こうした地方分権を受け入れるためにも、ある程度の行政の規模が必要なんだ。だから合併が必要だと言える。地方のことは地方で考える。合併はそのための基盤づくりともいえるね」

南庄「でも全国では『合併しないまち』宣言をしているまちもあるんですよ」

係長「うん。確かにそういうまちもあるね。でも、そのまちは、これから相当厳しい覚悟をしておかなければならないと思うよ。たとえば福祉や健康などのサービス水準を、財政に合わせてどんどん縮小するとか…」

南庄「厳しい覚悟か…。大変だね」

係長「それに地方分権とは逆に、人口規模が小さくて、仕事ができない市町村は、県や隣町に代わってもらうほかないとも考えているようなんだ。そうになったら、それこそ地方自治のころの騒ぎじゃない。自分のまちなのに、自分で仕事ができなくなるわけだから…」

## 合併のメリット・デメリット編

### 合併のメリットについて

南庄「これまで、いろいろと合併の必要

性について聞いてきました。こんどは合併のメリット・デメリットについて教えてください」

係長「うん。これは、今までの話と重複するところもあると思うけど…。まず、行政サービスが利用しやすくなるということかな」

南庄「町村の役場を支所として使って、どこでも住民票をもらうことができたり、他の町の体育館や公民館を共同で利用したりすることかな？」

係長「その通り、その他には、多様で高度な行政サービスを行うことができる。重点的な投資を行い基盤整備を進めることができる。広域的な観点に立ったまちづくりができる。行政の効率化ができる。地域のイメージアップにつながるなどが言えるね」

南庄「は、つまりさっきの『公的サービスに対するニーズの高度化への対応』と同じことですね。じゃあ、は？」

係長「うん。これはそもそも合併後の新市の地域は、通学や通勤、買い物、医療などの日常生活圏で見たときに、この範囲内だけで90%以上が充たされている。つまり既に生活の面では一体化しているんだ。だから新市の行政範囲も、この日常生活の範囲に合わせ、その上で地域全体としてまちづくりや基盤整備を考えることができるんだ」

南庄「なるほど、確かに車社会だから僕の高校も他のまちの人が多かったし、買い物や食事で隣りまちにもよく出かけよ。たとえば観光の面でも出羽三山と

温海温泉、海坂藩などを組み合わせ、売り出すこともいいかもね。じゃあ、は具体的にどんなこと？」

係長「合併は究極の行革とも言われているんだ。単純な比較だけど、新市の人口は、15万5千人。通常その規模の自治体だと職員数は1、280人だけど、今は1、614人だから、それだけ職員が減らせることになるね。ただ地域が極端に広がるからその通りにはいかないけど…。総務とか人事とかの内部管理をする職員を減らして、そのかわり住民に直接的なサービスをする部門に人を回せば、よりよい行政サービスを行うことができるんだ」

### 合併のデメリットは？

南庄「じゃあ、逆にデメリットはどんなものが考えられるの？」

係長「よく言われることでは…」

役場が遠くなって今までより不便になるのでは？ 住民の声が届きにくくなるのでは？ 行政サービスが低下するのでは？ 中心部だけがよくなって、周辺がさびれるのでは？ 各地域の歴史、文化、伝統などが失われるのでは？ 財政状況に差がある市町村の合併は、財政状況が良い所に不利になるのでは？

南庄「は支所を設けてインターネットとかでも克服できそうだけど、はどうなの？」

係長「うん。今はいろいろなものがない

ターネットで買える時代だからね。役所に来ないで、みんなインターネットで手続きとかを済ませることができるような時代が案外早く来るかもしれないね。は、たしかにその問題を克服するための仕組みを考えていかなきゃね」

南庄「は、さっきの行財政の効率化で、住民への直接サービス部門をしっかりと整えれば、解決するね」

係長「うん。は、周辺部にも配慮したまちづくり計画を作って、さらに支所機能にも十分配慮するとか、は今の市町村の名前を活かしていくとかする。

いずれにせよメリットはできるだけ大きく、デメリットはなるべくないように合併を進める中で、取り組んでいかなきゃならない課題なんだ」

南庄「確かにそうだね。だって自分の所だけ良くなればいいってことじゃない。日常生活圏として一体となったこの地域を、地域みんなで手を携えて考えていくことが大事なんだなあと僕も思う…」

今日はどうもありがとうございました」

係長「こちらこそ。合併を進めるのは大変だけど、今指をくわえて何もしないでいて後で後悔するよりも、今出来るだけのことをしていきつという気持ちで進めているんだ。これからも分らないことや意見・提言、とにかく何でもじゃんじやん事務局に寄せてほしいですね。なんたって、これからの地域をみんなで作ることは、ぜひ必要なことだから…」

南庄「こちらこそ、よろしく願いします」

# 厳しさを増す市町村の財政運営

# 進んで改革に取り組み必要があります。

## 国の地方財政対策の動き

合併協議会事務局では、現在、建設計画に盛り込む財政計画の検討を進めています。その関連から、ここでは最近の地方財政事情について報告します。

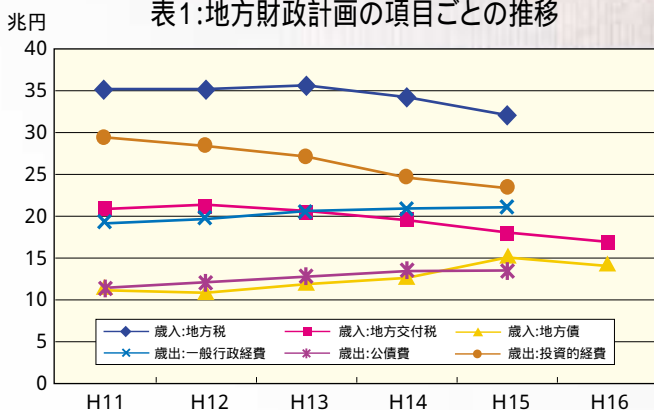
国が示した平成16年度の地方財政対策により、地方の歳出規模は前年比1・8%減の84兆7千億円とされ、3年連続の削減となっています。

また、地方交付税は前年比6・5%減で、4年連続で削減されたほか、地方の財源不足対策として借入れが認められていた臨時財政対策債も28・6%の減となり、これらの地方にとって主要な一般財源は前年比12%の大幅な減額となりました。

国の地方財政対策の内容を推移で見ると、表1にあるとおり、収入である地方税や交付税が減少しているのに対し、支出の一般行政経費や借入金の償還経費（公

債費）は少しずつ増加傾向にあります。経常的な行政経費が増える中において、支出に見合った地方税収や交付税の十分な確保が見込めず、地方債の借入増や建設事業経費の減で収支に対応している苦しい姿が表れています。

表1:地方財政計画の項目ごとの推移



注:地方財政対策の数値を精査したものが地方財政計画。  
H16の指標(交付税、地方債)は地方財政対策で示された数値を引用

現在各市町村では新年度予算の編成を進めています。今回の対策を受け、これまで以上に徹底した歳出の削減や財政の効率化が求められることとなりました。

なお、この地方財政対策のうち合併関連の支援経費についてみると、補助金など合併のためのソフト経費については前年度の4倍、また地方債など合併のためのハード経費については前年度の2・7倍の額が確保されています。

## 厳しい状況下にある 7市町村の財政運営

南部地区市町村の財政構造は表2のとおり、歳入総額に対して地方交付税及び臨時財政対策債の占める割合が、市は約30%、町村は40~50%台と大きい状況にあります。

しかも近年、表3のとおり、地方交付税において、給与関係経費、単独事業等

の抑制措置が講じられていることや、特に町村に対する交付税算定に際しての割増制度の見直しが行われていることなどから、この2、3年は減額傾向が顕著になっており、財源の確保は困難の度合いを増しています。

また、南部地区市町村の歳出は、表4のとおり、福祉事業などの扶助費や消費品費などの物件費が、高齢者人口の増加や施策の充実などにより増加の傾向にあります。

一方、投資的経費や人件費については、大幅な減少あるいは減少傾向を示しています。

各市町村とも公共投資の抑制や様々な経費削減努力により歳出の抑制に努めています。今後の財政運営は厳しさを増して行くことが必至の情勢にあります。

さらに、各市町村ともこれまで地域の活性化や住民サービスの向上、景気対策などの観点から社会資本の整備に努めてきた結果、平成14年度末の地方債残高(普

表3:地方交付税の対11年度比率の推移  
(11年度を100%とした場合の割合)

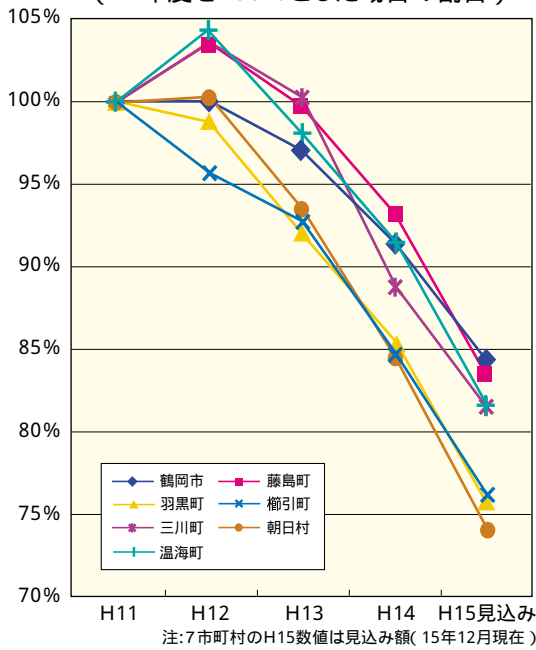


表2:7市町村の地方交付税+臨時財政対策債の歳入総額に対する割合

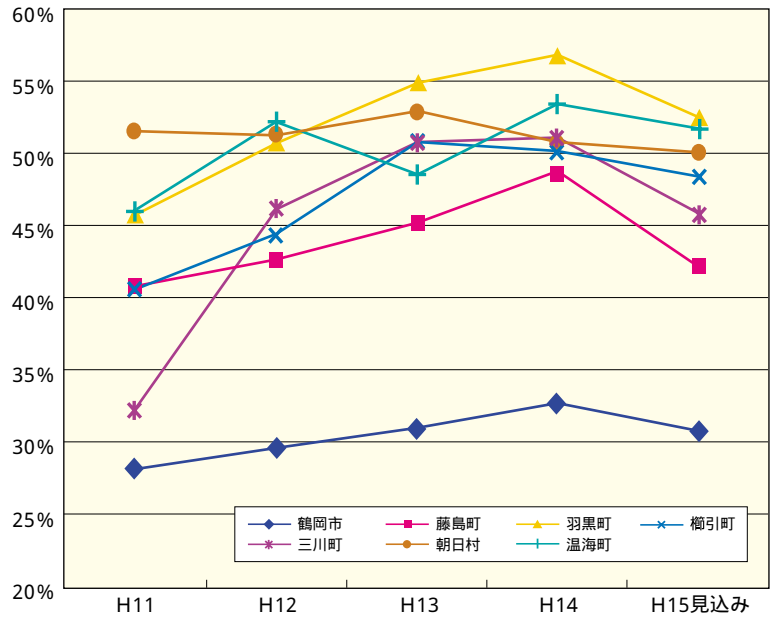
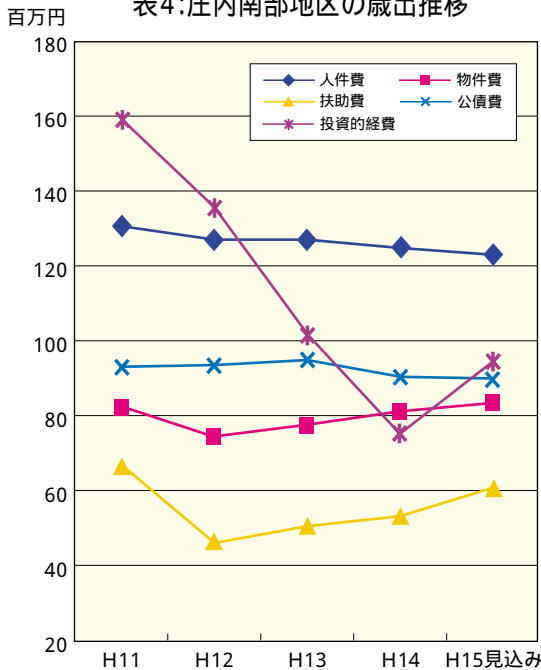


表4:庄内南部地区の歳出推移



地方交付税+臨時財政対策債の額

	H11	H12	H13	H14	H15見込み
鶴岡市	110.9	110.8	112.8	112.4	111.8
藤島町	24.8	25.7	25.6	25.0	24.6
羽黒町	29.1	28.7	27.7	26.7	25.6
榊引町	24.2	23.1	23.3	22.2	21.6
三川町	18.6	19.3	19.4	18.0	18.3
朝日村	26.6	26.7	26.2	25.2	23.6
温海町	30.4	31.7	30.9	29.9	28.5

通会計)は、7市町村合計で786億9千万円、住民一人当たり51万円に上っています。毎年度の償還元金・利子は約90億円で、14年度は歳出の14・8%を占めています。返済額の増加は市町村財政の硬直化につながる大きな要因といえます。

一方、国は、これまで利用させていた有利な借金(起債)制度を廃止したため地方では公共施設の建設などは簡単にはできなくなりました。ただ、合併に際しては、償還費について地方交付税の補てんがある「合併特例債」という有利な起債制度が設けられています。

しかしそれも、後年度の財政負担を考慮し、より計画的重点的に公共投資を実施して節度ある起債の活用にも努める必要があります。当然、既存施設の有効活用なども一層進めていく必要があります。

さらに、新年度からは、市町村の公立保育所の運営経費の補助金が廃止となり一般財源化され、新たに国の所得税の一部が所得譲与税として交付されることになりました。この措置は、いわゆる「三位一体改革」の方針によるもので、国においては平成18年度までに4兆円の国庫補助金を一般財源化するとしています。

三位一体の改革は、「官から民へ」「国から地方へ」の方針の下、国・地方を通じて行政のスリム化と、「自助と自立」にふさわしい国と地方の役割分担を狙いとしたものです。

今後、さらに国庫補助金の縮減と税源移譲を含む財源配分の見直しが進められることとなります。

**住民サービスの維持には  
行財政改革が必須**

こうした国の行財政改革方針を受け、市町村においても一層の行財政改革の推進が求められています。その中において、住民に身近な行政サービスをできる限り維持、向上させていくためには、地方分権の担い手にふさわしい行財政基盤や業務執行体制を構築していく必要があります。

市町村合併をそのための有効な手段と捉え、鋭意取り組みを進めているところで





# 基本項目等の協議状況

昨年12月に開催された第12回協議会で、「合併の方式」について「新設」合併とすることを決めました。

合併の方式には、「新設」と「編入」があります。「編入」は、一つの中核市町村に、他の市町村が組み込まれる方式で、中核市町村の首長や議員はそのまま、制度や施策も原則は不変ですが、「新設」の場合は、合併する市町村が全部消滅し、新しい市町村をつくることとなります。新首長や議員は新たな選挙によって決め、また全ての条例や規則も新たに制定することになります。

この場合は、鶴岡市側が言う『新市の名称を「鶴岡市」とする』との意見があつての「新設」ですが、「新設」とした意味は、市町村がいま直面している社会・経済、行財政の大きな構造変化の中で、在来の制度や施策、事務の執行体制などを十分に見直し、新たな市の区域、市民を対象に、時代に合うように制度や施策などを整えるべきなので、「編入」の場合のように、受け入れ団体の制度や施策を継続・適用することは問題だからです。

基本4項目と同様に、重要な項目とされているのが、「議会の議員



の定数及び任期の取扱い」です。これについては協議会の委員のうち議会議員で構成する小委員会での取扱いについて専門的な協議を続けています。

庄内南部地区が合併した場合は法定定数は、34人となりますが、合併の場合は特例が認められています。

第9回小委員会では、「定数特例」（合併後最初に行われる選挙では法定定数の2倍の68人以内を定数とすることができる）を採用し、現在の市町村ごとに選挙区を設定することについて、全市町村とも検討することになりました。これまでいくつか具体的な定数として34人から48人という意見が出されています。

今後、定数や選挙区ごとの議員数について各市町村の議会の意向も聞きながら協議し、2月中にまとめることとしています。

## 相違点の調整協議を開始しました

### これまでの取組経過

合併に際しては、構成市町村の事務事業の内容や制度の様々な違いを調整する必要があります。このため、事務局では「行政現況調査」を実施し、違いの確認と調整案の検討を進めてきました。

相違点の調整については、新市の一体性の確保を念頭におきつつ、以下の基本的な考え方のもとで進めることとしました。

- サービスの低下、負担の急激な変化がないように配慮する
  - サービス水準や負担のあり方を十分検討する必要があるものについては一定の経過措置期間を置く
  - 各市町村の地域特性などに、できるだけ配慮する
  - 一層効率的な行財政運営を目標とする
- 合併後の調整は、新市の施策の方針、財政に見合った行政制度、事務事業を確立する
- また、調整期限については、次の3つに分類しました。
- 合併まで調整するもの  
経過措置を置くもの  
従来どおり実施するもの
- 調査の結果、七市町村の事務事業は2

千521項目となるのが先日の第13回合併協議会に報告されました。

### 今後の調整協議の進め方

事務局でまとめた調整案について、今後は、3月上旬まで専門小委員会・協議会の全体会で協議を進めますが、それと前後して、相違点や調整案などについて、皆さんにお知らせしますので、ご意見があれば事務局にお寄せ下さい。

**第4号**

## 庄内南部地区 合併協議会だより

編集・発行/庄内南部地区合併協議会事務局  
〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9-25  
TEL 0235-25-2115 FAX 25-2154  
電子メール info@shonainanbu-gappei.jp  
ホームページアドレス http://www.shonainanbu-gappei.jp/